平成２７年（２０１５年）４月
東京都第二市街地整備事務所
東京都第一建設事務所

環状第二号線新橋・虎ノ門地区

再開発事業 ／ 道路事業　　事業概要2015

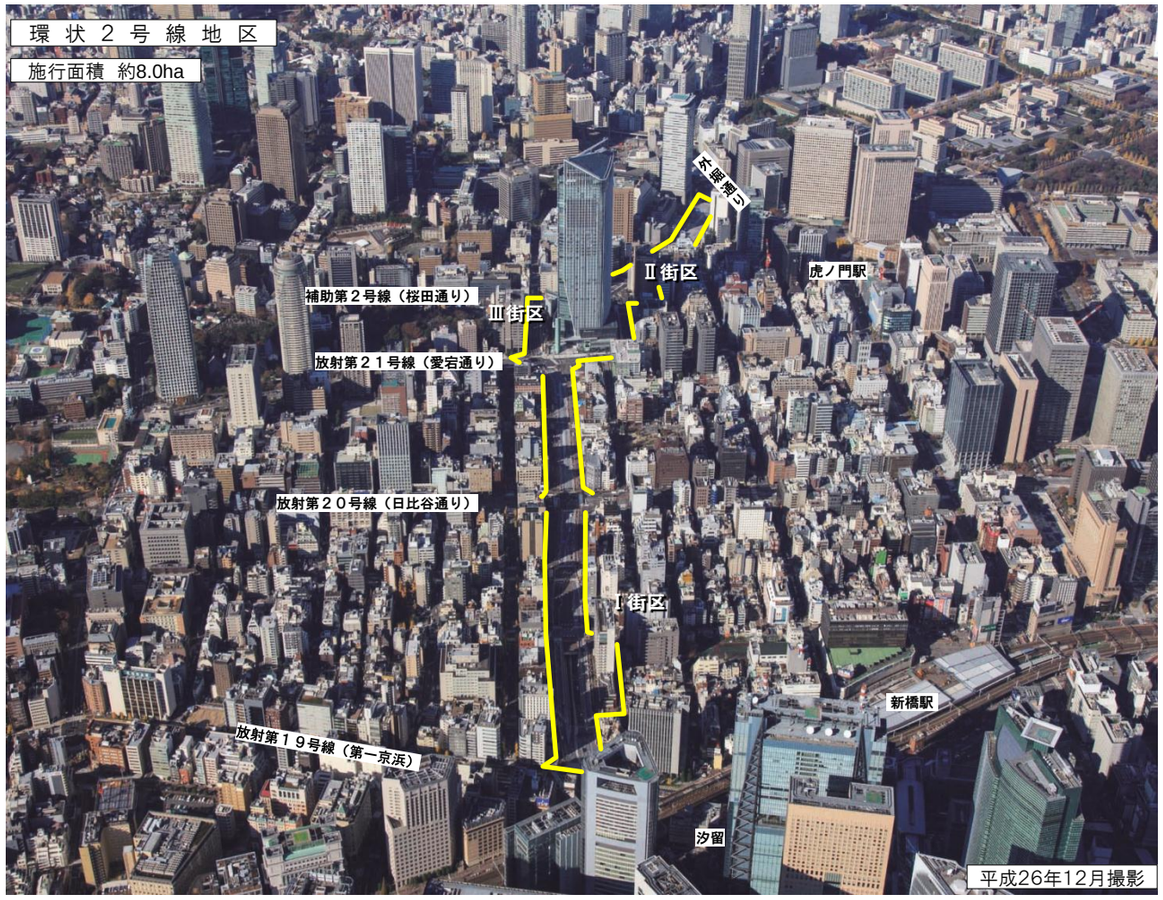

再開発事業と道路事業の完成イメージ

再開発事業

計画の概要	1
事業の概要	3
これまでの経緯	3
再開発協議会の活動	3
道路指定	4
関連制度等の紹介	4
Ⅰ街区（新橋街区）	5
Ⅱ街区（青年館街区）	6
Ⅲ街区（虎ノ門街区）	7
環状第2号線地上部道路【整備イメージ】	9
環状第2号線地上部道路【工事】	11
埋蔵文化財調査	12

道路事業

環状第2号線道路事業の概要	13
環状第2号線の変遷	13
事業の流れ	13

再開発事業　道路事業

Q&A	14

お問い合わせ先

再開発事業

●事業の計画については
東京都第二市街地整備事務所
事業課　環二地区担当係
〒164-0001　東京都中野区中野1-2-5
TEL　03-5389-5169

●施設建築物については
工事課　施設建築係
TEL　03-5389-5172

●地上部道路計画については
工事課　設計係
TEL　03-5389-8225

●用地管理及び地上部道路工事については
環二地区事務所
〒105-0001　東京都港区虎ノ門1-22-16
第2オカモトヤビル　2階
TEL　03-3591-8810

道路事業

●事業の計画については
東京都第一建設事務所　環二工事課　設計係
〒104-0044　東京都中央区明石町2-4
TEL　03-3542-0687

平成26年度登録第8号

計画の概要

全体計画図

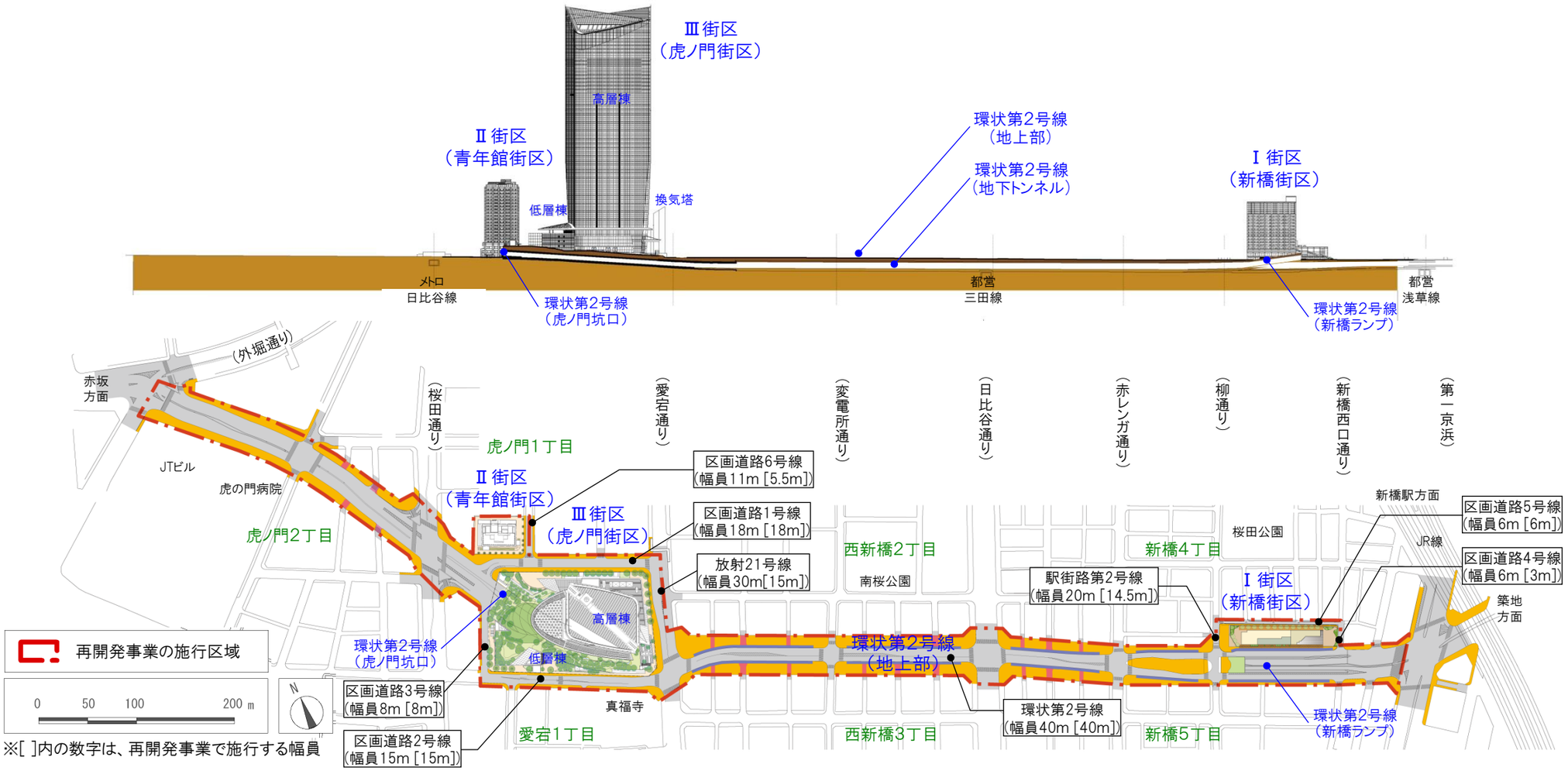

建築物の概要

街区	棟		構造	階数	高さ（m）	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延べ面積（容積対象）（㎡）	容積率（%）	主要用途	住戸数（戸）	駐車台数（台）
Ⅰ 新橋	Ⅰ－1		鉄骨鉄筋コンクリート造	地上16階 地下2階	64	2,147	1,206	14,238 (10,693)	498	店舗、住宅、事務所、駐車場	87	50
Ⅱ 青年館	Ⅱ－1		鉄筋コンクリート造	地上21階 地下1階	80	2,029	1,075	14,406 (10,692)	527	住宅、公益施設、駐車場	122	53
Ⅲ 虎ノ門	Ⅲ－1	高層棟	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造）	地上52階 地下5階	247	17,069	9,391	244,360 (196,215)	1,150	店舗、住宅、事務所、文化・交流施設、駐車場	172	544
		低層棟		地上3階 地下5階	25							

事業スケジュール（予定）

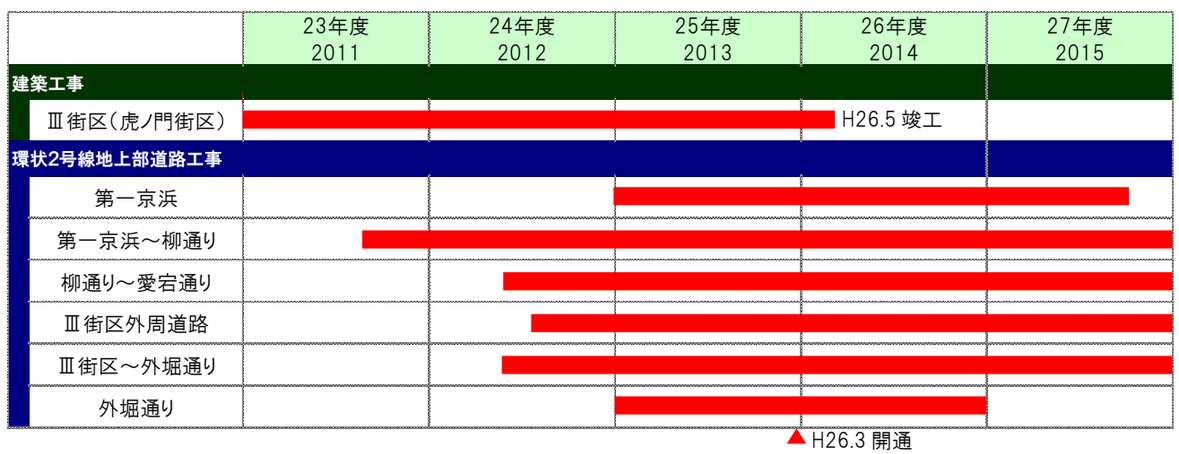

事業の概要

東京都市計画事業環状第二号線新橋･虎ノ門地区第二種市街地再開発事業

施行面積	約8.0ha(延長約1,350m)
住宅建設戸数	381戸
施行期間	平成14年度～平成27年度
用地取得	約5.0ha(平成27年3月時点) (従前宅地面積に対し100%)
施行者	東京都都市整備局:施設建築物の建築および周辺区画街路等の整備 環状第2号線地上部の整備 東京都建設局　:環状第2号線地下トンネル部の整備

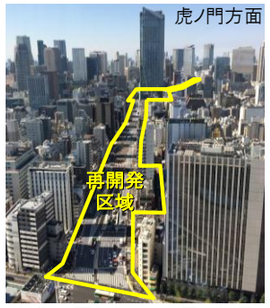

新橋方面から見た地区の様子
(平成26年10月)

これまでの経緯

1946 (昭和21) 年３月	環状第2号線の都市計画決定(延長約9．2km、幅員100m)
1950 (昭和25) 年３月	環状第2号線の幅員を40mに変更
1989 (平成元) 年６月	立体道路制度の創設
1996 (平成８) 年11月	「環状2号線(新橋～虎の門)地区まちづくり協議会」設立
1998 (平成10) 年12月	市街地再開発事業の都市計画決定(約7．5ha) 環状第2号線の都市計画変更(平面街路から地下トンネルへ)
2000 (平成12) 年６月	市街地再開発事業の都市計画変更(約8．0haに区域拡大)
2002 (平成14) 年10月	市街地再開発事業の事業計画の決定 (告示番号:東京都告示第1176号　平成14年10月7日)
2002 (平成14) 年12月	「環二地区再開発協議会」設立
2003 (平成15) 年10月	環状第2号線(海岸通り～桜田通り間、約1．5km)の事業認可
2004 (平成16) 年１月	事業計画の変更(Ⅱ街区(青年館街区)の施設計画変更に伴う変更)
2004 (平成16) 年４月	第一工区の管理処分計画決定
2006 (平成18) 年１月	都市計画の変更(Ⅰ街区(新橋街区)の施設計画変更に伴う変更)
2006 (平成18) 年２月	事業計画の変更(Ⅰ街区(新橋街区)の施設計画変更に伴う変更)
2006 (平成18) 年８月	第二工区の管理処分計画決定
2007 (平成19) 年４月	完了公告(Ⅱ街区(青年館街区))
2008 (平成20) 年６月	都市計画の変更(Ⅲ街区(虎ノ門街区)の施設計画変更に伴う変更)
2008 (平成20) 年12月	事業計画の変更(Ⅲ街区(虎ノ門街区)の施設計画変更に伴う変更)
2009 (平成21) 年３月	第三工区の管理処分計画決定
2010 (平成22) 年12月	事業計画の変更(Ⅲ街区(虎ノ門街区)の施設計画変更に伴う変更)
2011 (平成23) 年３月	第三工区の管理処分計画変更
2011 (平成23) 年４月	完了公告(Ⅰ街区(新橋街区))
2012 (平成24) 年５月	事業計画の変更(Ⅲ街区(虎ノ門街区)の施設計画変更に伴う変更)
2012 (平成24) 年８月	第三工区の管理処分計画変更
2014 (平成26) 年３月	環状第2号線(新橋～虎ノ門間)開通
2014 (平成26) 年５月	完了公告(Ⅲ街区(虎ノ門街区))
2015 (平成27) 年１月	事業計画の変更(事業施行期間の延伸)
2015 (平成27) 年２月	都市計画の変更(地区計画の区域を街並み再生地区を含む区域に拡大)
2015 (平成27) 年３月	第三工区の管理処分計画変更

再開発協議会の活動

環二地区再開発協議会は、権利者の皆様と都、区及び特定建築者の4者が構成員となっています。

環二地区全体について話し合う「総務部会」と、街区ごとの話し合いを行う3つの部会「新橋街区部会」「青年館街区部会」「虎ノ門街区部会」があります。

平成27年3月時点で、総務部会は計34回開催しました。新橋街区部会は計35回、青年館街区部会は計25回、虎ノ門街区部会は計57回開催し、お引渡しに伴い解散しています。

道路指定

建築基準法第42条1項4号に基づく道路の指定については、先行して指定されていた、第一京浜～柳通りまでの区間に続き、全区間において港区により指定されました。

建築基準法第42条1項4号に基づく道路

建築基準法第42条1項4号に基づく道路とは、都市計画法等により新設または変更の事業計画のある幅員4メートル以上で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁(港区)が指定したものです。
指定を受けた土地については、道路としての構造形態を備えていなくても建築基準法上の「道路」として扱われます。

関連制度等の紹介

立体道路制度

土地利用の合理化を図るための取り組みの一種で、道路の区域を立体的に定め、道路施設として必要な空間以外の空間の利用を自由にすることで、道路上下に建築物の建設をできるようにした制度です。これにより、民有地内にも道路を整備することが可能となります。

環二地区では、Ⅲ街区(虎ノ門街区)にこの制度を適用し、環2本線の地下トンネルの上下部に建物を重ね、敷地の有効活用を図っています。

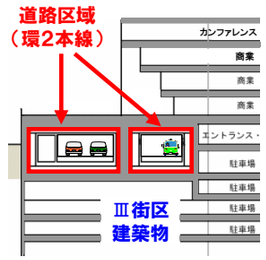

特定建築者制度

施設建築物の建築と保留床の処分を施行者に代わり、他の者(「特定建築者」という)に実施させることができる特例制度です。特定建築者が民間の場合、公募によって決まります。

この制度により、民間事業者の資金力とノウハウ等を積極的に活用できるようになり、より魅力的で処分性の高い建物を建築し、事業を円滑に推進することができます。

街並み再生地区※

港区では、環状2号線の整備を契機として、地域の魅力を高め、一体的･計画的なまちづくりを推進していくため、平成24年3月に「環状2号線周辺地区まちづくりガイドライン」を策定しました。

また、まちづくりガイドラインの基本方針を実現するため、東京都は平成25年3月に、右図で示した区域を「環状第二号線沿道新橋地区街並み再生地区」に指定しました。地区内では街並み再生方針を定め、次世代の東京を象徴するシンボルストリートの形成に向けて以下の目標を掲げています。

①にぎわいと統一感のある街並みの形成
②土地の有効利用の実現
③魅力と活力のある持続的なまちづくりの推進

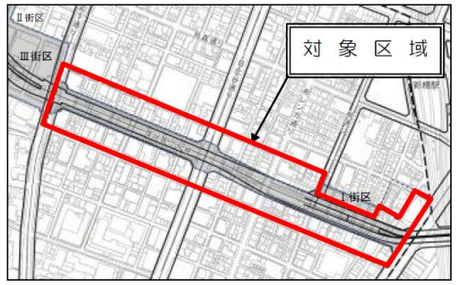

街並み再生地区の対象区域

街並み再生方針では、こうした目標の実現のために、建替えの際のルールとあわせて、街づくりへの貢献度に応じた規制緩和(容積緩和)を示しています。その内容は、最低敷地面積の導入、1階への店舗等のにぎわい施設の導入(環二沿道)、建築物の壁面の位置の制限、自動車出入口の制限(環二沿道)などです。

平成27年2月には、この方針の一部を容積緩和を受けない建替えの際にも守るべきルールとして地区計画に定めました。なお、容積緩和を受けて建替えを行うには、街づくりの意向が固まった街区ごとに、街並み再生方針に即して地区計画を変更し、建替えを行っていくことになります。

※　個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みづくりを進めるための、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づいて定める地区。敷地の細分化等により市街地の更新が進まない地区において、一律に定められたルールではなく、地域の実情に即した柔軟なルールに沿って、段階的なまちづくりを行い、地域の課題を解決していく制度

【街並み再生地区の問い合わせ先】 東京都　都市整備局　都市づくり政策部　土地利用計画課　03-5388-3261
港区　街づくり支援部　開発指導課　03-3578-2482

Ⅰ街区（新橋街区）

Ⅰ街区（新橋街区）は、特定建築者となった㈱西松ビルサービスにより建築が行われ、平成23年3月に竣工、4月にお引渡しが完了しました。建物名称は、入居権利者によるアンケートをもとに「新橋プラザビル」に決定しました。B1階～3階（一部）は店舗、3階（一部）～13階は住宅、14階～16階は事務所で構成されています。

新橋プラザビル　全景

事務所

住宅

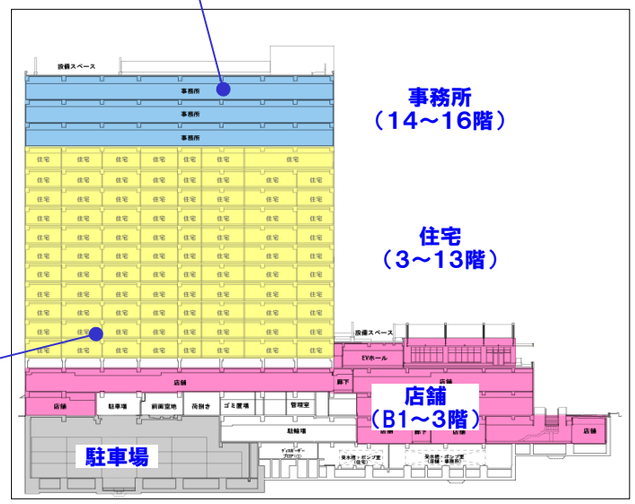

断面イメージ図

【Ⅰ街区の経緯】

2002（平成14）年10月	事業計画決定
2003（平成15）年９月	新橋街区部会発足
2006（平成18）年１月	都市計画（変更）の決定（Ⅰ街区の施設計画変更）
2006（平成18）年２月	事業計画（変更）の決定（Ⅰ街区の施設計画変更）
2006（平成18）年６月	第二工区（新橋街区）の管理処分計画（案）の縦覧
2006（平成18）年８月	同管理処分計画決定の公告
2007（平成19）年10月	Ⅰ街区（新橋街区）の特定建築者決定
2008（平成20）年４月	Ⅰ街区（新橋街区）工事着手
2008（平成20）年12月	事業計画（変更）の決定（Ⅰ街区の施設計画変更、公共施設等の変更）
2011（平成23）年４月	Ⅰ街区（新橋街区）完了公告 「新橋プラザビル」

Ⅱ街区（青年館街区）

Ⅱ街区（青年館街区）は、特定建築者となった丸紅㈱により建築が行われ、平成19年3月に竣工、4月にお引渡しが完了しました。建物名称は「グランスイート虎ノ門」です。21階建ての免震構造で、4階～20階は全122戸の住宅、低層部の1階～3階は港区が設置した虎ノ門健康福祉館・虎ノ門高齢者住宅サービスセンター「とらトピア」となっています。

グランスイート虎ノ門　全景

スカイラウンジ・スカイガーデン

住宅

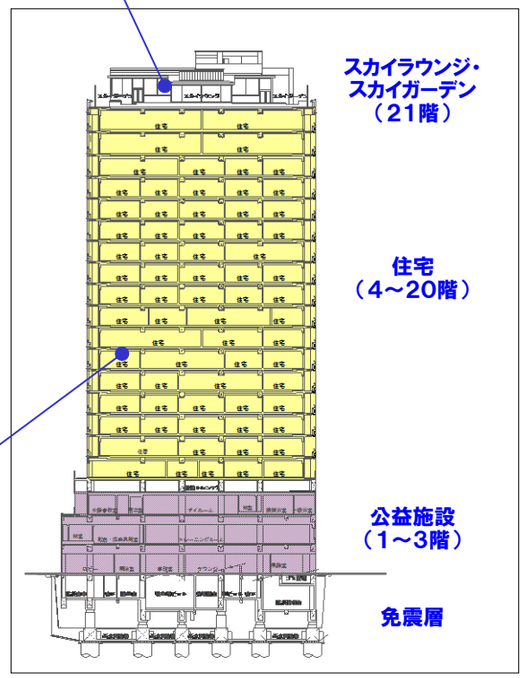

断面イメージ図

【Ⅱ街区の経緯】

2002（平成14）年10月	事業計画決定
2003（平成15）年３月	青年館街区部会発足
2004（平成16）年１月	都市計画（変更）の決定（Ⅱ街区の施設計画変更）
2004（平成16）年２月	第一工区（青年館街区）の管理処分計画（案）の縦覧
2004（平成16）年４月	同管理処分計画決定の公告
2004（平成16）年10月	Ⅱ街区（青年館街区）の特定建築者決定
2005（平成17）年４月	Ⅱ街区（青年館街区）工事着手
2007（平成19）年４月	Ⅱ街区（青年館街区）完了公告 「グランスイート虎ノ門」

Ⅲ街区（虎ノ門街区）

Ⅲ街区（虎ノ門街区）は、地上52階建ての超高層ビルであり、店舗、カンファレンス、事務所、住宅、ホテル等で構成される複合施設建築物です。特定建築者となった森ビル㈱により建築が行われ、平成26年5月に竣工、お引渡しが完了しました。

Ⅲ街区全体の名称は「虎ノ門ヒルズ」に決定し、平成25年3月に公表されました。また、高層棟・低層棟・住宅部分の名称についてはそれぞれ「虎ノ門ヒルズ森タワー」「虎ノ門ヒルズガーデンハウス」「虎ノ門ヒルズレジデンス」に決定しました。

【主な特徴】

○街区内に約6，000㎡の広場を設け、良質な屋外空間としての機能を強化します。
○広場は、一部に大屋根を設置し、降雨や日射に影響されない空間により利便性を高めます。
○文化・交流機能（ホテル、カンファレンス）の導入を図り、国際交流や観光都市の推進に貢献します。
○街区北側に歩道状空地を新設し、良好な歩行者空間を創出します。
○立体道路制度により敷地を有効活用し、建物の下部を環状第2号線が貫通します。

【Ⅲ街区の経緯】

2002（平成14）年10月	事業計画決定
2004（平成16）年２月	虎ノ門街区部会発足
2008（平成20）年６月	都市計画（変更）の決定（Ⅲ街区の施設計画変更、環状第二号線の変更等）
2008（平成20）年12月	事業計画（変更）の決定（Ⅲ街区の施設計画変更、公共施設等の変更）
2009（平成21）年１月	第三工区（虎ノ門街区）の管理処分計画（案）の縦覧
2009（平成21）年３月	同管理処分計画決定の公告
2009（平成21）年９月	Ⅲ街区（虎ノ門街区）の特定建築者の決定
2010（平成22）年12月	事業計画（変更）の決定（Ⅲ街区の施設計画の変更）
2011（平成23）年２月	第三工区（虎ノ門街区）の管理処分計画（案）の縦覧
2011（平成23）年３月	同管理処分計画決定の公告
2011（平成23）年４月	Ⅲ街区（虎ノ門街区）工事着手
2012（平成24）年５月	事業計画（変更）の決定（Ⅲ街区の施設計画の変更）
2012（平成24）年６月	第三工区（虎ノ門街区）の管理処分計画（案）の縦覧
2012（平成24）年８月	同管理処分計画決定の公告
2014（平成26）年５月	Ⅲ街区（虎ノ門街区）完了公告「虎ノ門ヒルズ」

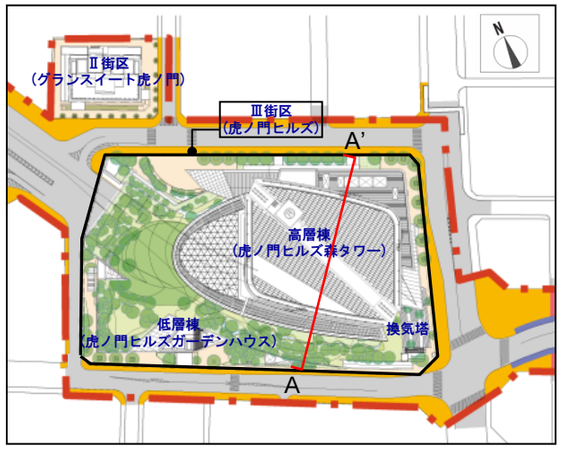

Ⅲ街区配置図

虎ノ門側出入口（Ⅱ街区側より）

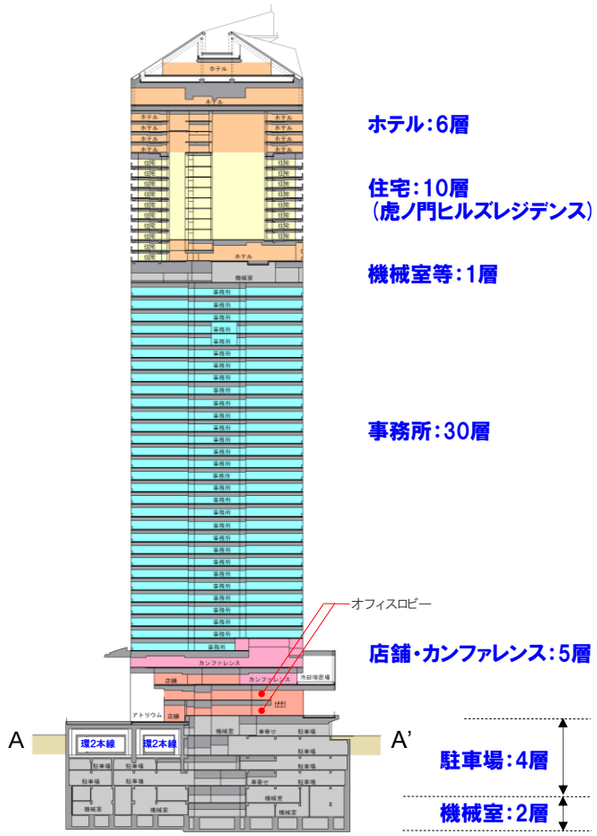

A-A’断面イメージ図と施設構成イメージ

虎ノ門ヒルズ　全景（日比谷通り側より）

虎ノ門ヒルズ　全景（敷地西側より）

環状第2号線地上部道路【整備イメージ】

【地上部道路の整備イメージ】

地上部道路（愛宕通り～柳通り区間）の計画については、「環状第二号線地上部道路計画検討会」にて、地元代表の方々と意見交換を行ってきました。

加えて、東京を代表する道路景観の創出を目指すため、「環状第二号線（新橋～虎ノ門）地上部道路景観検討委員会」（委員長：篠原修　東京大学名誉教授）を設置し、緑豊かで魅力ある環状第2号線の地上部道路となるよう検討してきました。

【地上部道路の愛称名】

環状第2号線の地上部道路に、新しいまちにふさわしく、親しみのある愛称名を設定するため、地域の方々を中心とした「環状第二号線（新橋～虎ノ門）地上部道路愛称名選考委員会」において、愛称名の選考を行いました。その結果、平成25年5月に地上部道路の愛称名を**「新虎通り（しんとらどおり）」**と決定しました。

【エリアマネジメントの推進】

地上部道路（新虎通り）の整備に伴い、新虎通り沿道を魅力的なまちへ導くための取組として、平成25年7月から、「新虎通りエリアマネジメント準備会」を5回開催しました。また、平成26年3月から、「新虎通りエリアマネジメント協議会」を開催しており、平成27年3月までに5回開催しました。

協議会は、会員が主体となり、新虎通り及びその沿道を魅力的で持続可能なまちへ導き、まち全体の価値向上につなげるため、道路空間の利活用や道路空間を良好な状態で保っていく方法等について、検討・活動を行うことを目的としており、沿道の土地建物所有者等で構成されています。

＜日比谷通り側から見た地上部道路及び沿道建物の将来イメージ＞
(出典：環状第二号線(新橋～虎ノ門)地上部道路景観検討委員会 平成24年2月)

※図はイメージであり、今後関係機関との協議の中で変更になる場合があります。

【環状第2号線地上部道路景観コンセプト】

□骨格	先進性と界隈性を兼ね備えた人に優しい道、緑豊かな緑量を確保する街路樹
□基調	都市的で洗練されたデザインの中に安らぎ暖かみを感じる道路付属物等
□アクセント	歴史的遺構（間知石等）の活用
□新たな魅力	地域が主体となり、道路空間を活用した活動の展開

【街路樹デザイン】

・日本の四季を感じさせるよう樹種を変化
・交差点部には、ゾーンをつなぐ樹木の配置

→ 特色ある広場が連なる「四季の広場通り」を創出

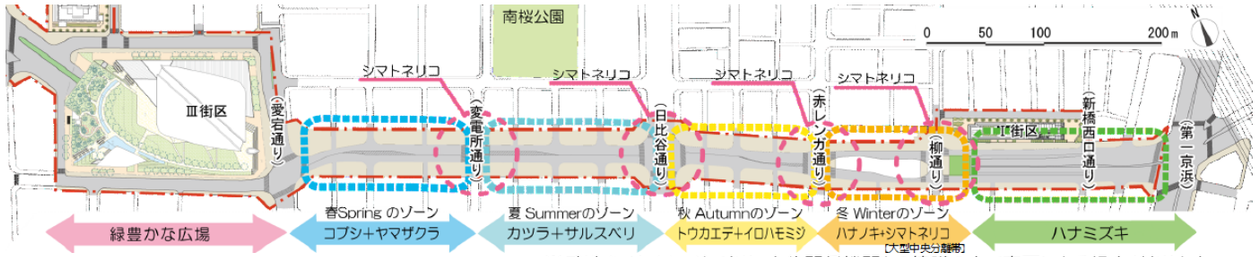

※デザインはイメージであり、今後関係機関との協議の中で変更になる場合があります。

【断面イメージ】

○外堀通り～桜田通り

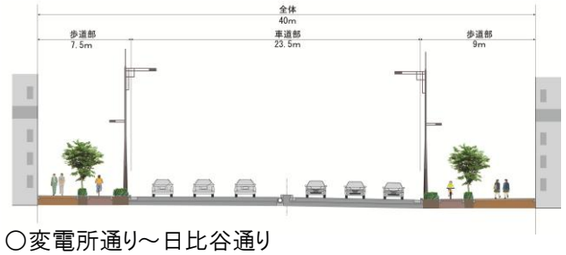

○愛宕通り～変電所通り

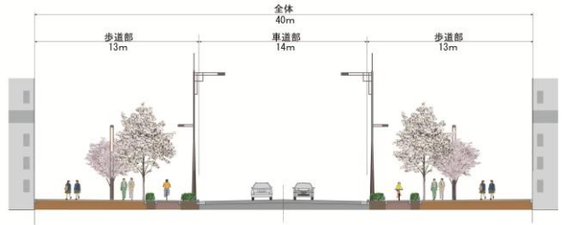

○変電所通り～日比谷通り

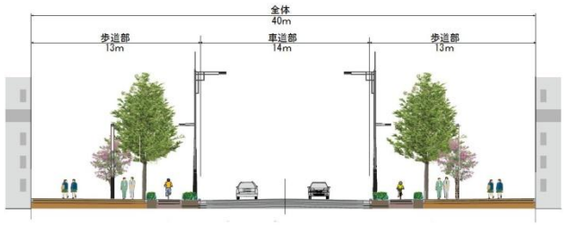

○日比谷通り～赤レンガ通り

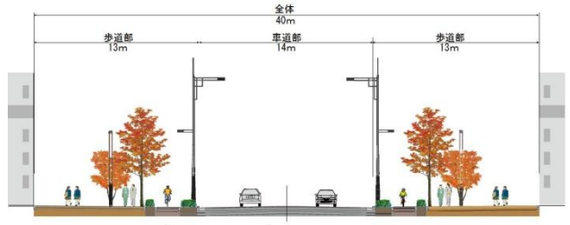

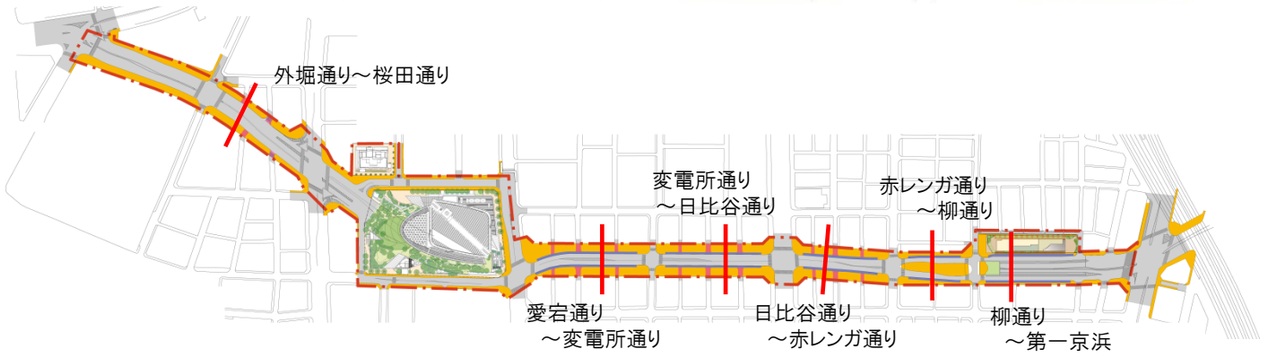

○赤レンガ通り～柳通り

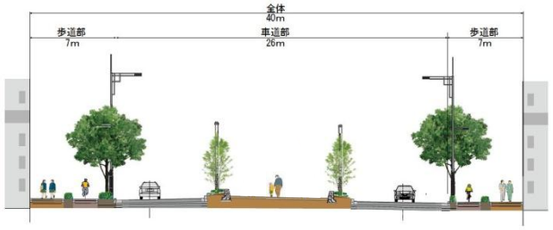

○柳通り～第一京浜

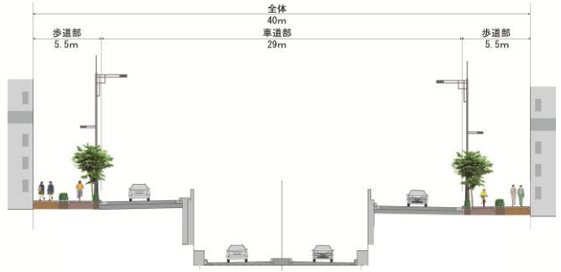

※断面図はイメージであり、今後関係機関との協議の中で変更になる場合があります。

環状第2号線地上部道路【工事】

地上部道路工事は、平成24年度に本格着工しました。主な工事の内容は、下水道管布設工事・電線共同溝設置工事・街築工事・舗装工事となります。工事は、第一京浜～外堀通りの区間で進められ、平成26年3月に開通しました。

今後は、電線企業者による配線工事の完了した箇所から、歩道の整備に入ってまいります。

皆様には、引き続きご不便とご迷惑等をお掛けしますが、安全管理・環境対策を徹底してまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【地上部道路工事の流れ】

1. ガス管・水道管布設工事

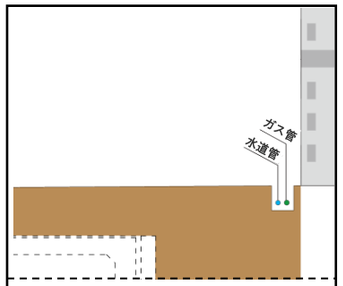

道路の工事に先立って、企業者工事※によりガス管や水道管の布設を行います。

2. 下水道管布設工事

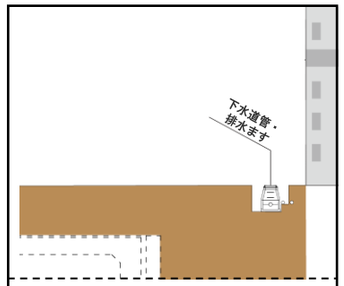

道路の雨水や宅地からの汚水などを排水するため、下水道管の布設や排水ますの設置を行います。

3. 電線共同溝設置工事

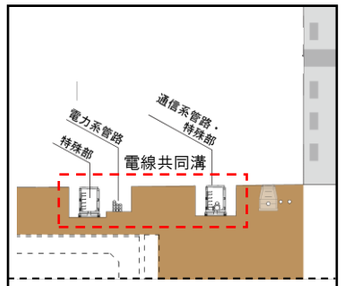

無電柱化を図るため、道路施設の一部として歩道内に電線共同溝を布設します。なお、配線工事は電線企業者により行います。

4. 街築工事

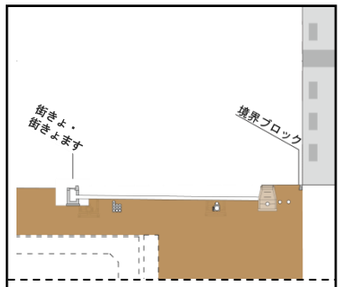

歩道と車道を分離するブロック（街きょ）や道路と民地との境界を示すブロック（境界ブロック）を設置する工事を行います。

5. 舗装工事

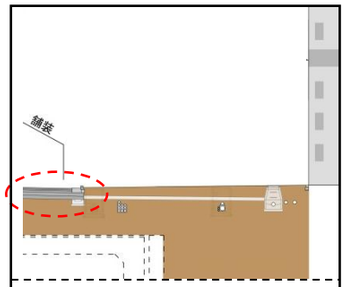

路床を整えた後、路盤やアスファルトを敷きならし、転圧する工事を行います。

6. 街路灯・植栽・歩道等整備

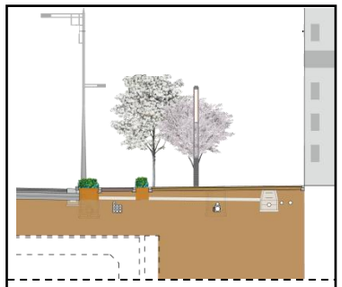

電線企業者による配線工事の終了後、街路灯や植栽、歩道等の整備を行います。

※企業者工事とは、ガス・水道などの工事です。

【工事全体フロー】

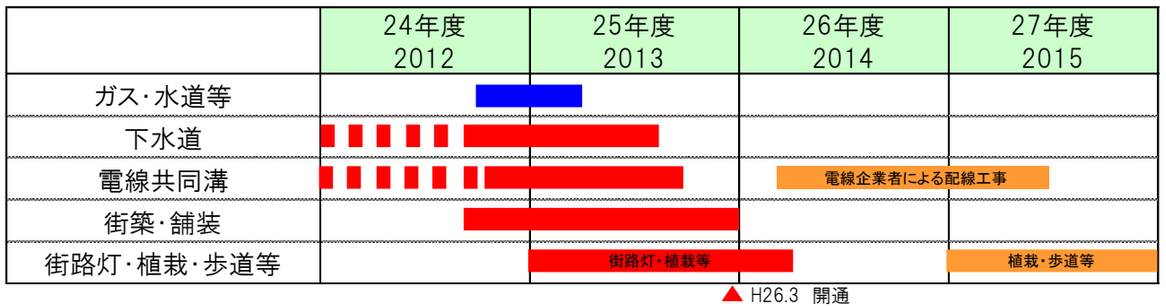

※施行の順序は工事箇所・状況によって前後する可能性があります。

埋蔵文化財調査

環状第二号線新橋・虎ノ門地区の埋蔵文化財発掘調査は、文化財保護法第92条に基づき、平成16年2月から開始し、平成23年7月末に終了いたしました。発掘調査の対象とした範囲は、愛宕下遺跡（港区No.149遺跡）と呼称し、その発掘調査の成果については、すでに報告書（『愛宕下遺跡Ⅰ』（2009年）、『愛宕下遺跡Ⅱ』（2011年）、『愛宕下遺跡Ⅲ』（2014年））として刊行されています。都内では、教育委員会・図書館・博物館などに配布しています。ご供覧いただけましたら幸いです。

発掘調査の対象となった地域は、江戸時代以前、現在の東京湾の入江の一部でしたが、江戸幕府により江戸城下町を拡張するための埋め立てが行われ、その後は主に大名や旗本・御家人等、多くの武家屋敷が建ち並ぶ武家地として利用されてきました。

発掘調査の結果、屋敷の建物跡、石垣（間知石）、上水道等の遺構や陶磁器、木製品等の遺物が出土しています。瓦類もその一つで、今回は愛宕下に所在した武家屋敷の屋根に葺かれていた瓦を紹介します。大名や旗本は自宅の屋根に瓦を葺く場合、自家の家紋を付けた鬼瓦や軒瓦を用いることがあります。愛宕下遺跡においても、家紋を付けた鬼瓦や軒瓦が出土しており、出土地点と年代を検討することにより、かつてその瓦を使用した大名や旗本の家名がわかる場合があります。江戸時代の最初の頃は、瓦葺きは贅沢なものと考えられ、瓦葺きは一部の上級武家に限られていましたが、江戸幕府が、火災の延焼防止策の一環として、瓦葺き奨励策を発する享保5年（1720）以降、江戸市中一般に瓦葺きが普及します。愛宕下遺跡で出土した瓦類は江戸時代の瓦葺きの様相を知る上で貴重な資料と言えます。

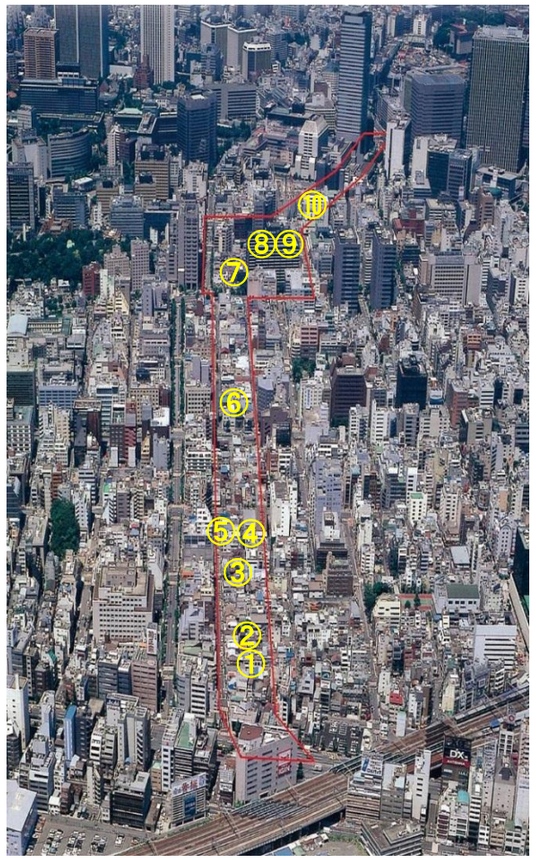

環状第2号線の工事範囲と発掘調査により出土した主な家紋瓦の出土地点（写真：2005年）
（写真上での出土地点はおおよその位置です。詳細は『愛宕下遺跡Ⅲ』（東京都埋蔵文化財センター 2014）参照。

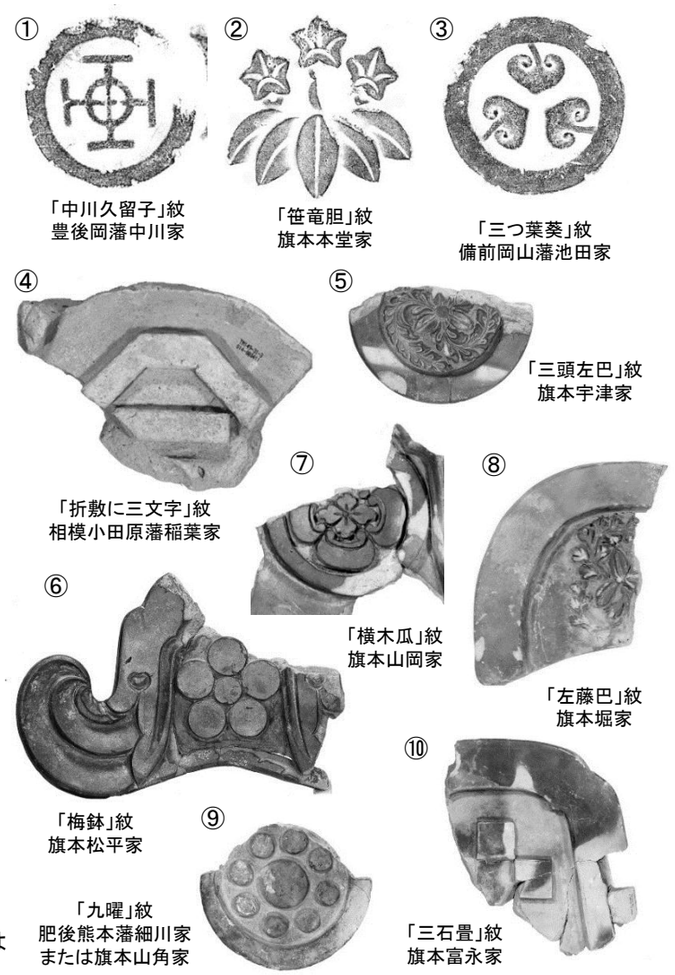

愛宕下遺跡から出土した主な家紋瓦

【問い合わせ先】 公益財団法人　東京都スポーツ文化事業団　東京都埋蔵文化財センター
TEL：042-374-8044　　http://www.tef.or.jp/maibun/

環状第2号線道路事業の概要

環状第2号線は、昭和21年に新橋から神田佐久間町までの間、約9．2kmについて幅員100mの都市計画道路として都市計画決定されました。昭和25年には、幅員が現在の計画と同じ40mに変更され、さらに平成5年には、都心部と臨海部の連携強化を図るため、新橋から有明までの間を延伸する都市計画変更を行い、総延長を14kmとしました。これまでに虎ノ門から神田佐久間町までの間、約8kmを“外堀通り”として、また、豊洲から有明までの間約1kmを供用しています。

残る区間のうち、汐留から虎ノ門までの間について、平成10年に、本線を地下トンネル方式とする都市計画変更を行い、平成15年に都市計画事業の認可を得て整備に着手しました。また、晴海から汐留までの間について、平成19年に、道路構造を橋梁・高架方式へ都市計画変更し、同年、都市計画事業の認可を得て整備に着手しました。

このうち、平成26年3月に新橋から虎ノ門までの区間約1．4kmが開通し、現在、豊洲から汐留までの間、約3．4kmについて鋭意、整備を進めています。この区間の完成によって、都心部の渋滞緩和や臨海部と都心部を結ぶ交通・物流ネットワーク機能の強化、また緊急時の避難経路の多重化による臨海部の防災性向上が期待されています。

環状第２号線の概要

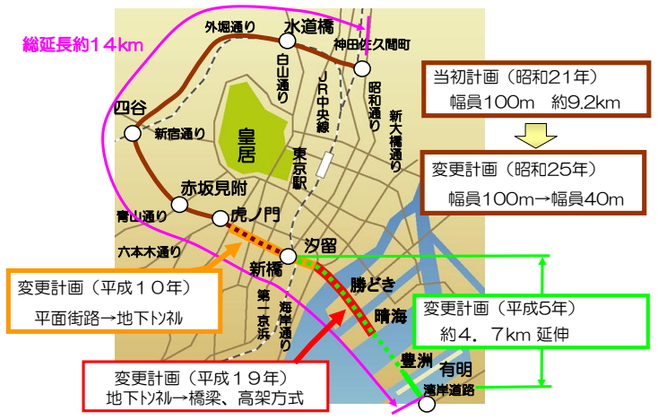

環状第2号線の変遷

1946（昭和21）年３月	都市計画決定（延長約9．2km、幅員100m）
1950（昭和25）年３月	都市計画変更（幅員を40mに変更）
1993（平成 5）年７月	都市計画変更（臨海部への延伸：起点位置変更）
1998（平成10）年12月	都市計画変更（汐留～虎ノ門間：平面街路から地下トンネルへ） 環境影響評価書の提出（東京都市計画道路環状第2号線建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業）
2003（平成15）年10月	都市計画事業の認可取得（海岸通り～桜田通り間、約1．5km）
2005（平成17）年１月	汐留～虎ノ門区間（1工区）工事着手
2007（平成19）年10月	都市計画変更（晴海～汐留区間：地下トンネルから橋梁・高架方式へ）
2007（平成19）年12月	都市計画事業の認可取得（晴海～汐留区間、約1．8km）
2008（平成20）年12月	晴海～汐留区間（朝潮運河付近）工事着手
2014（平成26）年３月	新橋～虎ノ門区間　開通

事業の流れ

環状第2号線（新橋～虎ノ門）の整備は、再開発事業により道路用地を取得した上で、必要に応じ埋蔵文化財調査を行った後、道路事業により地下トンネルを整備し、最後に再開発事業により地上部道路を整備する流れとなっています。

地下トンネルは、地表から約1～4mの深さに往復4車線からなる箱型トンネルを設置する構造となっています。新橋地区と汐留地区には地下トンネルと地上部道路を接続するランプを設置します。

また、トンネル内の換気を行うための換気塔を、Ⅲ街区（虎ノ門街区）と築地側に、各々1箇所、設置します。

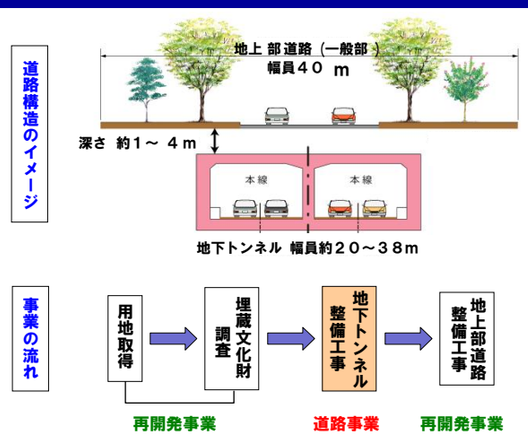

Q&A

Q. Ⅲ街区（虎ノ門街区）の建物の高さはどのくらいか。

A. 建物の高さは、247mとなります。
東京ミッドタウン　ミッドタウン・タワー（248m）に次ぐ、東京都内2番目の高さとなります。
なお、東京都庁第一本庁舎は、243mで東京都内3番目の高さとなります。

Q. Ⅲ街区（虎ノ門街区）の建物については、どのような震災対策を行っているのか。

A. Ⅲ街区では、ブレーキダンパー、オイルダンパー及び座屈拘束ブレースの3種類の制震装置を設けており、耐震性に優れた安心、安全な建物です。
また、災害時の安全対策として、防災倉庫、非常用発電機のほか、敷地内に災害井戸を備えております。

ブレーキダンパー

オイルダンパー

座屈拘束ブレース

Q. 地下トンネルについて、どのような震災対策を行っているのか。

A. 地下トンネルは、関東大震災や阪神淡路大震災のような地震にも耐えられるような構造にしております。
なお、首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）では、首都直下地震の際に想定される津波の高さは港区でT．P+2．47m（満潮時）となっていますが、新橋ランプ付近の標高はT．P+2．9mですので、地下トンネルが津波の被害を受けることは無いと考えています。

※T．P：東京湾平均海面